**平成３０年度安全性優良事業所　埼玉運輸支局長表彰について**

**適正化事業部では、国土交通省の行う「安全性優良事業所地方運輸支局長表彰（Ｇマーク表彰）」の表彰基準に該当する事業所を取りまとめ、関東運輸局埼玉運輸支局へ推薦することとします。該当される事業所で表彰を希望される事業所は、下記要領により、推薦期日までに、ご提出をお願いいたします。**

**１．表彰の範囲（表彰要件）の概要**

**（１）安全性優良事業所の認定（Ｇマーク）を連続して１０年以上認定されている事業所**

**（２）表彰の直前３年間において、埼玉運輸支局管内で、事故報告規則第２条に規定する第一当事者または第一当事者と推定される事故を惹起していない事業所（埼玉県内の他の事業所を含む）**

**（３）表彰の直前１年間において、埼玉運輸支局管内で、監査に基づく行政処分を受けていない事業所（埼玉県内の他の事業所を含む）**

**（４）交通事故防止に係る、定期的な運転者教育が行われている事業所**

**（５）デジタル式運行記録計またはドライブレコーダーのいずれかが、事業所に配置されている車両の９０パーセント以上に装着されている事業所であり、その効果を運転者教育等に反映させている事業所**

**（６）安全性優良事業所認定（Ｇマーク）を受けたことにより、荷主からの評価若しくは安定的な経営を確保した事業所、または、社内において定期的に「運転記録証明書」を取り寄せ、事故及び違反実態を把握して個別指導に活用している事業所**

**２．提出期限**

**平成３０年８月１０日（金）必着**

**提出用資料の作成にあたっての注意**

1. 資料はファイル等に綴じて提出してください。
2. 提出書類（綴じる順番）
   1. 表彰に係るチェックリスト　②　認定書の写し　　③　無事故に関する

第１０号様式

第４号様式

チェックリスト

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　宣誓書

認定書の写し

**→**　　　　　　　　　　　　　**→**　　　　　　　　　　　**→**

　　④　教育に関する　　　　　⑤　教育年間計画表　　　⑥　教育台帳・教育記録簿

　　　　説明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　若しくは全員実施が

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　わかる資料

第７号様式・

第８号様式

若しくは選任運転者全員の実施がわかる資料

（１年分）

第６号様式

第５号様式

**→**　　　　　　　　　　　　**→　　　　　　　　　　→**

　　⑦　デジタコ・ドラレコ　　　　　　　⑧　経営の安定化に係る宣誓書

　　　　９０％装着に係る宣誓書　　　　　　　若しくは運転記録取得の宣誓書

第１１号様式

または

第１２号様式

**→**

**≪その他の注意事項≫**

**・提出書類は、すべてＡ４サイズに統一してください。**

**・提出書類は一切返却できませんので、必ず写し（コピー）を添付して**

**ください。**

**・宣誓書、説明書の日付については、提出日を記載してください。**

**・上記⑥第７・８号様式については、選任運転者全員に実施されていること**

**がわかれば、どちらか一方の提出で差支えありません。**

**また、第８号様式を提出する場合には、選任運転者全員に実施されている**

**ことがわかる、平成２９年度中の１年分の記録を提出してください。**

**・申請様式の各号様式について、当該事業所において使用しているものが、**

**申請様式と同様の内容を含む場合は、その写しをもって、申請様式の書類**

**とすることができます。**

**・申請様式は、埼玉県トラック協会のホームページでご確認ください。**